

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

東松山市から東松山都市計画藤曲土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司